

171-衆-厚生労働委員会-19号 平成21年07月08日

※保健師助産師看護師法及び看護師等人材確保促進改正法案の趣旨説明

○田村委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院厚生労働委員長辻泰弘君。

○辻参議院議員 ただいま議題となりました保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、我が国医療は、高齢化の進行、国民のニーズや療養の場の多様化、財政上の制約、要員確保の困難性、不採算部門の縮小などに直面する中で、その本来の機能が十分果たされない状況が生じ、また、医療従事者がその任を全うすることあわず、退出せざるを得ない事態も現出するなど、危機的な状況に立ち至っているのが現状であります。

しかし、たとえそのような状況のもとに置かれていようとも、常に強い使命感と倫理観をあわせ持ち、患者の健康回復のために、人々の幸せのために、自己犠牲をもちとわぬほどの献身的な姿勢をもって最善を尽くし、事に当たる多くの医療従事者の方々の存在があればこそ、今日の日本の医療が支えられていることを、私どもは改めて心に銘記しなければなりません。

今、国民が最も強く求めている政策課題の一つが、安心できる良質な医療の提供体制の確立であります。そのためには、医師等の方々に対する対応と同時に、医療従事者の中で最も多数を占め、チーム医療の中で果たすべき役割が大きく、活動の場も多様化している看護職の領域において、看護職員の資質及び能力の一層の向上を図ることが急務となっております。

同時に、看護職をより一層魅力ある専門職とすることにより、医療現場の最前線を支える志ある有能な看護職員を確保することが強く求められているのであります。

かかる現状にかんがみ、本法律案は、国家試験の受験資格を改めるとともに、新人看護職員の臨床研修その他の研修等について定めるものであります。

次に、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、受験資格に関して、保健師助産師看護師法において、保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六カ月以上から一年以上に延長するとともに、看護師国家試験の受験資格を有する者として、現行の規定に加えて、文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記することとしております。

第二に、研修に関して、保健師助産師看護師法において、保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものと規定しております。

同時に、看護師等の人材確保の促進に関する法律において、まず、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項及び国の責務として、看護師等の研修等を、また、病院等の開設者等の責務として、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等がみずから研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮を、さらに、看護師等の責務として、研修を受ける等をそれぞれ明記することとしております。

なお、この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)